



「確定申告書、市民税・県民税申告書の作成相談」のご利用は、事前予約が必要です！

① 確定申告書の作成のご相談(還付申告) 2月3日(月)～14日(金) ※土日祝除く

- 【日時】 午前9時～正午、午後1時～4時30分
【場所】 田原市役所大会議室
【対象】 給与・年金以外の所得が無く、還付申告をする方

② 確定申告書の作成のご相談 2月17日(月)～3月17日(月) ※土日祝除く

- 【日時】 午前9時～正午、午後1時～4時30分
【場所】 田原市役所大会議室、渥美文化会館(旧中央公民館)、赤羽根市民センター
※赤羽根市民センターのみ、2月28日(金)まで
※税理士による無料相談を、田原市役所大会議室で、2月28日(金)まで行います。

③ 市民税・県民税申告書の作成のご相談 ①、②の期間中、同時開催

予約方法は？

早めの予約が
できて
おすすめ！

① インターネットですばやく、簡単に！

予約期間:1月7日(火)～3月16日(日) (24時間受付)

- ①名前などを入力し、会場を選ぶ ②日時を選ぶ ③内容を確認し、「送信」して予約完了！



▲予約はこちら

※パソコンの方は、市HPトップページの回転バナーから予約できます。

② お電話で

予約期間:1月15日(水)～3月14日(金)

※土日祝除く
午前9時～午後4時30分

▶ 税務課 市民税係 ☎23-3509

※大変込み合う時期ですので、相談の予約手続きのために、税務課へお越しいただくことは、お控えください。



医療費控除の書き方

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」の作成・提出が必要です。

① 医療費通知に記載された事項

医療費通知の金額を記入する欄です。通知が複数ある場合、金額を合計して記入します。通知(原本)の添付が必要です。

② 医療費(上記1以外)の明細

自分自身または生計を一にする配偶者・その他の親族のために支払った医療費を、領収書をもとに、「医療を受けた人、病院・薬局ごと」に分類し、それぞれ合計した金額を記入します。※①に記載されたものは除きます。